

成田国際空港株式会社法案新旧対照条文

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止） 第百三十六条の二 次の各号の一に該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。 一 （略） 二 日本道路公団、石油公団、地域振興整備公団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の役員若しくは職員、首都高速道路公団、阪神高速道路公団若しくは本州四国連絡橋公団の管理委員会の委員、役員若しくは職員又は都市基盤整備公団の運営委員会の委員、役員若しくは職員（以下「公団等の役職員等」という。） 25 （略）	（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止） 第百三十六条の二 次の各号の一に該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。 一 （略） 二 日本道路公団、石油公団、地域振興整備公団、<u>新東京国際空港公団</u>、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の役員若しくは職員、首都高速道路公団、阪神高速道路公団若しくは本州四国連絡橋公団の管理委員会の委員、役員若しくは職員又は都市基盤整備公団の運営委員会の委員、役員若しくは職員（以下「公団等の役職員等」という。） 25 （略）

改正案	現行
目次 第一章～第四章（略） 第五章 航空路、飛行場及び航空保安施設（第三十七条―第五十六条の四） 第六章～第十章（略） 附則 （飛行場又は航空保安施設の設置） 第三十八条 国土交通大臣以外の者は、飛行場又は政令で定める航空保安施設を設置しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 2～4（略）	目次 第一章～第四章（略） 第五章 航空路、飛行場及び航空保安施設（第三十七条―第五十六条の五） 第六章～第十章（略） 附則 （飛行場又は航空保安施設の設置） 第三十八条 国土交通大臣及び新東京国際空港公団以外の者は、飛行場又は政令で定める航空保安施設を設置しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。 2～4（略） （新東京国際空港等の設置又は管理） 第五十五条の三 <u>新東京国際空港公団は、新東京国際空港若しくは新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）第二十条第一項第二号の航空保安施設を設置し、又は当該空港若しくは航空保安施設に国土交通省令で定める重要な変更を加えようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、同法第二十一条の基本計画に基づいて工事実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</u> 2 <u>第三十八条第三項、第三十九条（第一項第三号及び第四号に係るもの</u>

を除く。)及び第四十条の規定は、前項の工事实施計画の認可について準用する。ただし、第三十八条第三項、第三十九条第二項及び第四十条の規定は、新東京国際空港を設置しようとする場合における前項前段の規定による工事实施計画の認可以外の工事实施計画の認可については、当該認可に係る工事实施計画の実施により新東京国際空港の範囲、進入表面、転移表面又は水平表面に変更を生ずることとなる場合に限り準用する。

3 前項の場合において、第四十条中「第四十三条第一項」とあるのは、「第五十五条の三第一項」と読み替えるものとする。

第五十六条 第四十二条、第四十四条(供用の休止に関する部分に限る。)
第四十五条、第四十六条、第四十七条第一項、第四十九条、第五十条、第五十一条第二項、第四項及び第五項、第五十四条並びに第五十四条の二の規定は、新東京国際空港公団が設置する新東京国際空港又は前条第一項の航空保安施設について準用する。この場合において、第五十条第一項中「第四十三条第一項」とあるのは、「第五十五条の三第一項」と読み替えるものとする。

(第一種空港等の特例)

第五十六条 (略)

2 4 (略)

第五十六条の二 (略)

2 (略)

第五十六条の三 何人も、第五十六条第一項に規定する空港について前条

(第一種空港等の特例)

第五十六条の二 (略)

2 4 (略)

第五十六条の三 (略)

2 (略)

第五十六条の四 何人も、第五十六条の二第一項に規定する空港について

第二項において準用する第四十条の告示があつた後においては、その告示で示された延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面（これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建造物（その告示の際現に建造中である建造物の当該建造事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。

2 第四十九条第一項ただし書の規定は、円錐表面及び外側水平表面について準用する。

3 （略）

（公共用施設の指定等）

第五十六条の四 （略）

2 5 （略）

6 防衛庁長官は、第一項の指定があつたときは、当該施設を公共の用に供しなければならぬ。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

7 防衛庁長官は、第一項の指定に係る施設の使用の条件について、特定の使用者に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

前条第二項において準用する第四十条の告示があつた後においては、その告示で示された延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面（これらの投影面が一致する部分については、これらのうち最も低い表面とする。）の上に出る高さの建造物（その告示の際現に建造中である建造物の当該建造事に係る部分を除く。）、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない。

2 第四十九条第一項但書の規定は、円錐表面及び外側水平表面について準用する。

3 （略）

（公共用施設の指定等）

第五十六条の五 （略）

2 5 （略）

6 防衛庁長官は、第一項の指定があつたときは、当該施設を公共の用に供しなければならぬ。但し、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

7 防衛庁長官は、第一項の指定に係る施設の使用の条件について、特定の使用者に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

改 正 案	現 行
（指定保税地域の指定又は取消し） 第三十七条 指定保税地域とは、国、地方公共団体又は港湾施設若しくは空港施設の建設若しくは管理を行う法人であつて政令で定める者が所有し、又は管理する土地又は建設物その他の施設で、開港又は税関空港における税関手続の簡易、かつ、迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを一時置くことができる場所として財務大臣が指定したものをいう。 2ゝ5 （略） （指定保税地域の処分等） 第三十八条 指定保税地域の指定を受けた土地又は建設物その他の施設の所有者又は管理者は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ税関長に協議しなければならない。ただし、所有者又は管理者が、<u>国及び地方公共団体以外の者である場合</u>においては、税関長の承認を受けなければならない。 一ゝ三 （略） 2ゝ4 （略）	（指定保税地域の指定又は取消し） 第三十七条 指定保税地域とは、国、地方公共団体、<u>新東京国際空港公団</u>又は港湾施設の建設若しくは管理を行う法人であつて政令で定める者が所有し、又は管理する土地又は建設物その他の施設で、開港又は税関空港における税関手続の簡易、かつ、迅速な処理を図るため、外国貨物の積卸し若しくは運搬をし、又はこれを一時置くことができる場所として財務大臣が指定したものをいう。 2ゝ5 （略） （指定保税地域の処分等） 第三十八条 指定保税地域の指定を受けた土地又は建設物その他の施設の所有者又は管理者は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ税関長に協議しなければならない。ただし、所有者又は管理者が、<u>国、地方公共団体及び新東京国際空港公団以外の者である場合</u>においては、税関長の承認を受けなければならない。 一ゝ三 （略） 2ゝ4 （略）

改 正 案

現 行

（退職手当の財源に充てるための地方債等）

（退職手当の財源に充てるための地方債等）

第二十四条（略）

第二十四条（略）

2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適當であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）又は日本郵政公社、都市基盤整備公団、石油公団、地域振興整備公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、年金資金運用基金、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下「公社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

2 地方公共団体は、当分の間、国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。以下同じ。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人に対する国の出資の状況及び関与、当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案してこの項の規定を適用することが適當であるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）又は日本郵政公社、都市基盤整備公団、石油公団、地域振興整備公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、新東京国際空港公団、年金資金運用基金、日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構、環境事業団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下「公社等」という。）に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの（これに相当する物品等を含む。以下「寄附金等」という。）を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人又は公社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人又は公社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

[

改 正 案	現 行
（空港の定義及び種類） 第二条 この法律で「空港」とは、主として航空運送の用に供する公共用飛行場であつて、次に掲げるものをいう。 一 第一種空港 <u>成田国際空港</u>、中部国際空港、関西国際空港及び国際航空路線に必要な飛行場であつて政令で定めるもの 二 三 （略） 2 （略） （第一種空港の設置及び管理） 第三条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、<u>成田国際空港は成田国際空港株式会社</u>が、<u>関西国際空港は関西国際空港株式会社</u>がそれぞれ設置し、及び管理する。 3 （略） （兼用工作物の工事の施行等） 第十二条 空港の施設で他の工作物と効用を兼ねるものの工事の施行、維持及び費用の負担については、当該空港を設置し、又は管理する国土交通大臣、<u>成田国際空港株式会社</u>、<u>関西国際空港株式会社</u>、<u>中部国際空港</u>の設置及び管理に関する法律第四条第一項の規定による指定を受けた者又は地方公共団体と当該工作物の管理者とが協議して定めるものとする。	（空港の定義及び種類） 第二条 この法律で「空港」とは、主として航空運送の用に供する公共用飛行場であつて、次に掲げるものをいう。 一 第一種空港 <u>新東京国際空港</u>、中部国際空港、<u>関西国際空港及び国際航空路線</u>に必要な飛行場であつて政令で定めるもの 二 三 （略） 2 （略） （第一種空港の設置及び管理） 第三条 （略） 2 前項の規定にかかわらず、<u>新東京国際空港は新東京国際空港公団</u>が、<u>関西国際空港は関西国際空港株式会社</u>がそれぞれ設置し、及び管理する。 3 （略） （兼用工作物の工事の施行等） 第十二条 空港の施設で他の工作物と効用を兼ねるものの工事の施行、維持及び費用の負担については、当該空港を設置し、又は管理する国土交通大臣、<u>新東京国際空港公団</u>、<u>関西国際空港株式会社</u>、<u>中部国際空港</u>の設置及び管理に関する法律第四条第一項の規定による指定を受けた者又は地方公共団体と当該工作物の管理者とが協議して定めるものとする。

[

改正案		現行	
別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係） 一次の表に掲げる法人			
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
心身障害者福祉協会	心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）	心身障害者福祉協会	心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）	<u>新東京国際空港公団</u>	<u>新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第一百五号）</u>
（略）	（略）	信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）
（略）	（略）	（略）	（略）

改 正 案						現 行					
別表第一 公共法人の表（第二条関係） 一 次の表に掲げる法人											
名称		根拠法		（略）		心身障害者福祉協会 五年法律第四十四号		水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）		（略）	
（略）		（略）		（略）		（略）		（略）		（略）	

別表第一 公共法人の表（第二条関係） 一 次の表に掲げる法人											
名称		根拠法		（略）		心身障害者福祉協会 十五年法律第四十四号		新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）		水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）	
（略）		（略）		（略）		（略）		（略）		（略）	

改 正 案		現 行	
別表第二 非課税法人の表（第五条関係）		別表第二 非課税法人の表（第五条関係）	
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
心身障害者福祉協会	心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）	心身障害者福祉協会	心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）	<u>新東京国際空港公団</u>	<u>新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第一百五号）</u>
（略）	（略）	信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）

改正案		現行	
別表第二 非課税法人の表（第四条、第五条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
心身障害者福祉協会	心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）	心身障害者福祉協会	心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）
地域振興整備公団	地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）	<u>新東京国際空港公団</u>	<u>新東京国際空港公団法（昭和四十年法律百十五号）</u>
（略）	（略）	地域振興整備公団	地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）
（略）	（略）	（略）	（略）

改正案		現行	
別表第三（第三条、第六十条関係） 一 次の表に掲げる法人			
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
心身障害者福祉協会	心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）	心身障害者福祉協会	心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）
信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）	新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）
（略）	（略）	信用保証協会	信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）
（略）	（略）	（略）	（略）

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）
（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
名称	根拠法	名称	根拠法
（略）	（略）	（略）	（略）
心身障害者福祉協会	心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）	心身障害者福祉協会	心身障害者福祉協会法（昭和四十五年法律第四十四号）
生物系特定産業技術研究推進機構	生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）	新東京国際空港公団	新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）
（略）	（略）	生物系特定産業技術研究推進機構	生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）
（略）	（略）	（略）	（略）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この法律において「特定飛行場」とは、国土交通大臣が設置する公共用飛行場であつて、当該飛行場における航空機の離陸又は着陸の頻繁な実施により生ずる騒音等による障害が著しいと認めて政令で指定するもの及び<u>成田国際空港</u>をいう。 （損失補償の申請） 第十一条 前条の規定による損失の補償（<u>成田国際空港</u>に係るものを除く。）を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 2ゝ3 （略） （<u>成田国際空港</u>に係る損失補償の手続等） 第十六条 <u>成田国際空港</u>に係る第十条の規定による損失の補償については、当事者間の協議により定める。協議が調わないとき、又は協議することができないときは、当事者は、国土交通大臣の裁定を申請することができる。 2ゝ4 （略）	（定義） 第二条 この法律において「特定飛行場」とは、国土交通大臣が設置する公共用飛行場であつて、当該飛行場における航空機の離陸又は着陸の<u>ひん</u>繁な実施により生ずる騒音等による障害が著しいと認めて政令で指定するもの及び<u>新東京国際空港</u>をいう。 （損失補償の申請） 第十一条 前条の規定による損失の補償（<u>新東京国際空港</u>に係るものを除く。）を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 2ゝ3 （略） （<u>新東京国際空港</u>に係る損失補償の手続等） 第十六条 <u>新東京国際空港</u>に係る第十条の規定による損失の補償については、当事者間の協議により定める。協議が<u>ととのわ</u>ないとき、又は協議することができないときは、当事者は、国土交通大臣の裁定を申請することができる。 2ゝ4 （略）

改正案

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、国の空港（地方航空局の事務所が設置されているものに限る。）の使用料収入、空港整備法第六条第一項及び第二項（同法第十条第二項（同法附則第四項において準用する場合を含む。）及び附則第四項において準用する場合を含む。）、第十条第一項（同法附則第四項において準用する場合を含む。）並びに附則第二項の規定による負担金、一般会計からの繰入金、第七条第一項の規定による借入金、受託工事及び受託業務に係る納付金、貸付金の償還金、出資に対する配当金、この会計に帰属する国庫納付金、この会計に所属する株式の処分による収入並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、空港整備事業に要する費用、関連工事に要する費用及び受託工事に要する費用（これらの事業及び工事で国が北海道又は沖縄県において行うものに係る職員の給与に要する費用その他の工事事務費については、地方航空局の事務所に係るものに限る。）、航空保安職員研修施設の管理及び運営に要する費用、飛行検査業務等に要する費用、受託業務に要する費用、地方航空局事務所所掌事務の実施に要する費用、第七条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第九条第一項の規定による一時借入金の利子、第十一条第一項又は第二項の規定による港湾整備特別会計又は一般会計への繰入金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

2
（略）

附則

現行

（歳入及び歳出）

第三条 この会計においては、国の空港（地方航空局の事務所が設置されているものに限る。）の使用料収入、空港整備法第六条第一項及び第二項（同法第十条第二項（同法附則第四項において準用する場合を含む。）及び附則第四項において準用する場合を含む。）、第十条第一項（同法附則第四項において準用する場合を含む。）並びに附則第二項の規定による負担金、一般会計からの繰入金、第七条第一項の規定による借入金、受託工事及び受託業務に係る納付金、貸付金の償還金、出資に対する配当金、この会計に帰属する国庫納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、空港整備事業に要する費用、関連工事に要する費用及び受託工事に要する費用（これらの事業及び工事で国が北海道又は沖縄県において行うものに係る職員の給与に要する費用その他の工事事務費については、地方航空局の事務所に係るものに限る。）、航空保安職員研修施設の管理及び運営に要する費用、飛行検査業務等に要する費用、受託業務に要する費用、地方航空局事務所所掌事務の実施に要する費用、第七条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第九条第一項の規定による一時借入金の利子、第十一条第一項又は第二項の規定による港湾整備特別会計又は一般会計への繰入金並びに附属諸費をもつてその歳出とする。

2
（略）

附則

1～7 (略)

8 次に掲げる場合には、当分の間、この会計と一般会計との間において無償として整理することができる。

一 前項の規定により所管換又は所属替をする場合

二 前項の規定によりこの会計から一般会計に所管換又は所属替をした国有財産で同会計において使用する必要がなくなったものその他同会計に所属する国有財産のうち、この会計の業務の用に供するため必要があるものについて、政令で定めるところにより、この会計に所管換又は所属替をする場合

三 前項に規定する事務のために使用する場合その他政令で定める場合において、この会計に所属する国有財産を一般会計において使用させるとき。

四 この会計の業務のために使用する必要がある場合において、一般会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、この会計において使用させるとき。

五 この会計に所属する株式でこの会計において保有する必要がなくなったものについて、政令で定めるところにより、一般会計に所管換をする場合

9～19 (略)

1～7 (略)

8 次に掲げる場合には、当分の間、この会計と一般会計との間において無償として整理することができる。

一 前項の規定により所管換又は所属替をする場合

二 前項の規定によりこの会計から一般会計に所管換又は所属替をした国有財産で同会計において使用する必要がなくなったものその他同会計に所属する国有財産のうち、この会計の業務の用に供するため必要があるものについて、政令で定めるところにより、この会計に所管換又は所属替をする場合

三 前項に規定する事務のために使用する場合その他政令で定める場合において、この会計に所属する国有財産を一般会計において使用させるとき。

四 この会計の業務のために使用する必要がある場合において、一般会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、この会計において使用させるとき。

9～19 (略)

改 正 案	現 行
（主務大臣等） 第四十一条（略） 一〇五（略） 2（略）	（主務大臣等） 第四十一条（略） 一〇五（略） 2（略） 3 第一項第二号から第五号までの規定にかかわらず、新東京国際空港公団が行なう石油パイプライン事業にあつては、その事業用施設についての工事の計画及び検査並びに保安に関する事項については総務大臣及び国土交通大臣、その他の事項については国土交通大臣とする。

改 正 案

成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法

（目的）

第一条 この法律は、成田国際空港及びその周辺において暴力主義的破壊活動が行われている最近の異常な事態にかんがみ、当分の間、成田国際空港若しくはその機能に関連する施設の設置若しくは管理を阻害し、又は成田国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する暴力主義的破壊活動を防止するため、その活動の用に供される工作物の使用の禁止等の措置を定め、もつて成田国際空港及びその機能に関連する施設の設置及び管理の安全の確保を図るとともに、航空の安全に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「暴力主義的破壊活動等」とは、成田国際空港若しくは成田国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設若しくは成田国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち政令で定めるものの設置若しくは管理を阻害し、又は成田国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する次の各号に掲げる行為のいずれかをするをいう。

一（十一）（略）

2 （略）

3 （略）

現 行

新東京国際空港の安全確保に関する緊急措置法

（目的）

第一条 この法律は、新東京国際空港及びその周辺において暴力主義的破壊活動が行われている最近の異常な事態にかんがみ、当分の間、新東京国際空港若しくはその機能に関連する施設の設置若しくは管理を阻害し、又は新東京国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する暴力主義的破壊活動を防止するため、その活動の用に供される工作物の使用の禁止等の措置を定め、もつて新東京国際空港及びその機能に関連する施設の設置及び管理の安全の確保を図るとともに、航空の安全に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「暴力主義的破壊活動等」とは、新東京国際空港若しくは新東京国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設若しくは新東京国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち政令で定めるものの設置若しくは管理を阻害し、又は新東京国際空港若しくはその周辺における航空機の航行を妨害する次の各号に掲げる行為の一をするをいう。

一（十一）（略）

2 （略）

3 （略）

一 成田国際空港の範囲内の区域及びその範囲の外側三千メートルの線までの区域

二 成田国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設又は成田国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち第一項の政令で定めるものから三千メートルの範囲内で政令で定める区域

4 (略)

(工作物の使用の禁止等)

第三条 (略)

一 二 (略)

三 成田国際空港又はその周辺における航空機の航行に対する暴力主義的破壊活動者による妨害の用

2 16 (略)

一 新東京国際空港の範囲内の区域及びその範囲の外側三千メートルの線までの区域

二 新東京国際空港における航空機の離陸若しくは着陸の安全を確保するために必要な航空保安施設又は新東京国際空港の機能を確保するために必要な施設のうち第一項の政令で定めるものから三千メートルの範囲内で政令で定める区域

4 (略)

(工作物の使用の禁止等)

第三条 (略)

一 二 (略)

三 新東京国際空港又はその周辺における航空機の航行に対する暴力主義的破壊活動者による妨害の用

2 16 (略)

(新東京国際空港公団による事務の実施)

第六条 国土交通大臣は、第三条第六項、第七項、第八項(前条第一項において準用する場合を含む。)、第九項若しくは第十項の規定による措置を講じるとき、又は第三条第十一項から第十四項まで(前条第三項において準用する場合を含む。)の規定による保管、売却若しくは費用の徴収を行うときは、新東京国際空港公団に、当該措置を実施させ、又は当該保管、売却若しくは費用の徴収を行わせることができる。

2 前項の事務に従事する新東京国際空港公団の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定により新東京国際空港公団が同項の事務を行うときは、当該事務に従事する新東京国際空港公団の職員は、刑法その他の罰則の

適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(国土交通大臣の権限の行使)

第六条 国土交通大臣は、その指定する職員に、第三条第六項、第七項、

第八項(第五条第一項において準用する場合を含む。)、第九項及び第十項の規定による権限を行わせることができる。

2 (略)

(関係行政機関の協力)

第七条 (略)

(行政手続法の適用除外)

第八条 (略)

(国土交通大臣の権限の行使)

第七条 国土交通大臣は、その指定する職員に、第三条第六項、第七項、

第八項(第五条第一項において準用する場合を含む。)、第九項及び第十項並びに前条第一項の規定による権限を行わせることができる。

2 (略)

(関係行政機関の協力)

第八条 (略)

(行政手続法の適用除外)

第八条の二 (略)